

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 運営規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人楽晴会が開設する「世田谷希望丘コラボケアセンター」が実施する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業の適正な運営を確保するために、事業の運営についての重要事項に関する事項を定める。

(事業の目的及び運営の方針)

第2条 この事業所が行う指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(名称及び所在地、営業日時)

第3条 名称及び所在地、営業日時は次のとおりとする。

- | | | |
|--------|--|--|
| 一 名称 | 世田谷希望丘コラボケアセンター | |
| 二 所在地 | 東京都世田谷区船橋6-25-25 | |
| 三 営業日 | 365日 | |
| 四 営業時間 | 通いサービス 8時30分～18時00分
宿泊サービス 18時00分～8時30分 | サービス提供は24時間、年中無休
※訪問サービスは随時要請に対応する。 |

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- | | |
|--|------|
| 一 管理者 | 1名 |
| 管理者は、従業員の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元化におこない、併せてケアサービスの管理も行う。 | |
| 二 介護職員 | 6名以上 |
| 三 看護職員 | 1名 |
| 看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持のための適切な措置をとる。 | |
| 四 計画作成担当者 | 1名以上 |
| 計画作成担当は、利用者の心身の状況等を踏まえて、小規模多機能型居宅介護計画・介護予防小規模多機能型居宅介護計画・居宅サービス計画を作成する。 | |

※職員の配置基準については、指定基準を遵守しています。

(登録定員及び利用定員)

第5条 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の登録定員及び利用定員は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----|
| 一 登録定員 | 25名 |
| 二 通いサービスの利用定員 | 15名 |
| 三 宿泊サービスの利用定員 | 9名 |

(指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の内容)

第6条 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

一 共通サービス

・ケアプランの作成

サービス提供計画(ケアプラン)作成

・生活相談、助言

生活全般に関する相談、問合わせの対応やアドバイス

二 訪問サービス

・身体介護

食事、洗面、入浴、部分浴(洗髪、陰部、足部などのみの洗浄)、清拭(せいしき:身体を拭いて清潔にすること)、洗髪、排泄、衣類の着脱、床ずれの予防、体位変換・姿勢交換、ベッドメイキング、歩行、車いす等にかかわる介助

・生活援助

買物、調理、配膳、洗濯、掃除、衣類の整理、薬の受け取り等にかかわる介助

・その他

乗降介助、移動介助、趣味等の介助

三 通い・泊まりサービス

・送迎

専用車にて、自宅と事業所間の送迎

・日常生活上の介助

栄養士による栄養バランス、健康、嗜好を考慮したバラエティに富んだ献立
身体状況に合わせた快適な入浴、又は清拭による清潔とリラクゼーションの保持
オムツ交換、トイレ誘導、ポータブルトイレなどでの排泄介助、自立支援

・日常動作の訓練

運動能力、身体機能の向上、維持

・健康状態の確認

看護師や協力医療機関との連携による、血圧・脈拍・体温などの測定、体調チェック
緊急時等、必要に応じて医療機関に引き継ぎ

・レクリエーション、趣味活動、イベント

その方にあったエクササイズ、ゲーム、イベント、創作、サークル活動

(短期利用(介護予防)居宅介護)

第7条 事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定介護予防支援事業所の担当職員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、事業所の介護支援専門員が、当該事業所の登録者に対する小規模多機能型居宅介護等の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の小規模多機能型居宅介護等(以下「短期利用(介護予防)居宅介護」という。)を提供する。

2 短期利用(介護予防)居宅介護は、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用することが出来る。

3 短期利用(介護予防)居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話をを行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用(介護予防)居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画又は指定介護予防支援事業所の担当職員が作成する介護予防サービス・支援計画の内容に沿い、事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居

宅介護計画等を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画等に従いサービスを提供する。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、所得に応じて、その1～3割の額とする。

2 前項の他、次の各号に掲げる費用の額を利用者から受けることができる。

一 通常の事業の実施地域を超えてから片道1kmあたり 200円

二 食事の提供に要する費用

一日三食 1700円（朝食 500円、昼食 600円、夕食 600円）

おやつ代 1食100円

三 宿泊に要する費用

一泊 3500円

四 おむつ代

実費負担

五 洗濯代

1回 500円

六 交通費

通院支援が必要とされる場合に限り、協力医療機関以外への交通費（駐車場代、公共交通機関利用代）は実費負担とする。

3 上記以外の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して文章で説明した上で、支払いに同意する文章に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、世田谷区 船橋全域、上北沢全域、八幡山全域、千歳台全域、経堂全域、上祖師谷全域、祖師谷全域、南烏山全域、宮坂全域、桜上水全域、赤堤全域、粕谷全域とする。

※送迎時に片道20分以内で到着する場所を原則とし、上記以外の地域については相談を受け検討する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たっては、重要事項を記した文章を交付して説明を行い、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に関する契約を文章によって締結する。

2 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービス利用に当たって、利用者は、次に定める事項の他、法令の定める諸規則を遵守し、他の利用者に迷惑を及ぼさないように留意する。

一 サービス利用日にサービスを受けない場合は、前日までに届け出るものとする。

二 サービス利用に際して、利用料は速やかに精算するものとする。

三 伝染性の疾患等がある場合は、その疾患が治癒するまでの間、利用を中止する。

四 故意又は重大な過失により、他の利用者に危害を及ぼさないように留意する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに、利用者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡、搬送する等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難訓練（年2回）
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

(秘密保持等)

第13条 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第14条 管理者は、提供した指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護に関する利用者及びその家族等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに区、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(緊急時の身体拘束)

第16条 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

- 2 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文章で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
- 3 前各項の規程による身体的拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、介護業者により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。

(虐待の防止)

第17条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 年2回

2 この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

この規程は、令和2年5月1日より施行する。

この規程は、令和4年9月1日より施行する。

この規程は、令和5年12月1日より施行する。

この規程は、令和6年2月1日より施行する。